



老後をずっと支える終身の年金 それが“国民年金”のメリットです。

メリット1 日本人の平均寿命は、医療技術の進歩等によって、今後もさらに延びることが予想され、老後の生活費の不安が大きくなります。
国民年金は、生きている限り年金が受け取れる一生涯の保障です。

この他に不測の事態に備える「障害基礎年金」、「遺族基礎年金」という給付制度があります。

老齢基礎年金

★老後に備えます 65歳から一生涯老齢基礎年金が支給されます。(終身保障)

平成22年度年金額 792,100円(満額)

- 20歳から60歳になるまでの40年間(480月)の全期間保険料を納めた方は、65歳から満額の老齢基礎年金が支給されます。
- 保険料を全額免除された期間の年金額は1/2(平成21年3月分までは1/3)となりますが、保険料の未納期間は、年金の対象期間になりません。
- 会社員や公務員(厚生年金や共済組合に加入)だった方には老齢厚生年金や退職共済年金が上乘せされて支給されます。

※ 老齢基礎年金を受けるためには保険料を納めた期間と保険料を免除された期間が最低25年間(300月)あることが必要です。老齢基礎年金の計算式は次の通りです。

$792,100円 \times [保険料納付月数 + (保険料全額免除月数 \times 8分の4) + (保険料4分の1納付月数 \times 8分の5) + (保険料半額納付月数 \times 8分の6) + (保険料4分の3納付月数 \times 8分の7)] \div 加入可能年数 \times 12$

ただし、平成21年3月分までは、全額免除は6分の2、4分の1納付は6分の3、半額納付は6分の4、4分の3納付は6分の5にて、それぞれ計算されます。

- 定額の国民年金保険料を納付している方へ

～「付加年金」または「国民年金基金」のいずれかに任意で加入できます。～

付加年金：国民年金保険料に付加保険料(月額400円)をプラスして納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乘せされます。付加年金の年金額は、200円×付加保険料納付月数です。お申し込み先はお住まいの市区町村役場です。

国民年金基金：ライフプランに応じて加入口数(月額の掛金は68,000円まで)や年金の種類を選択することができます。国民年金基金は、老齢基礎年金に上乘せする公的な年金です。詳細は、国民年金基金連合会ホームページ(<http://www.npfa.or.jp/>)でご確認いただくか、0120-65-4192までお問い合わせください。

※ 国民年金基金は、国民年金の任意加入被保険者の方は加入できません。



年金相談Q & A (国民年金の給付について)

Q 1. 国民年金に若い時から加入して 60 歳になりますが、65 歳前でも年金を受けることができますか。(繰上げ請求)

A 1. 国民年金の老齢基礎年金は 65 歳から受けるのが基本です。本人が希望すれば 60 歳からでも受けることができます。この場合、受ける年金額が 65 歳から受け始める年金額に比べ減額されます。減額率は、受給を希望し請求した月から 65 歳になる月の前月までの月数に応じて 1 ヶ月減るごとに 0.5% ずつ低くなります。

つまり、繰上げの請求を行う月によって減額率は異なります。なお、減額は一生続きますので、注意が必要です。

ただし、昭和 16 年 4 月 1 日以前に生まれた方は、60 歳で受け始めた場合は 42%、61 歳では 35%、62 歳では 28%、63 歳では 20%、64 歳では 11% の減額となります。

年金を受ける手続きを裁定請求といい、国民年金の裁定請求の手続きは、市区町村役場の国民年金の窓口(第 3 号被保険者期間がある場合は社会保険事務所、社会保険事務局の事務所または年金相談センター)で行います。裁定請求に必要な用紙も用意してあります。

Q 2. 国民年金に若い時から加入しています。65 歳になると年金は自動的に受けられるのですか。

A 2. 年金は、自動的にあなたに支払われるわけではなく、手続きが必要です。この年金を受けるときの手続きを裁定請求といいます。国民年金の裁定請求の手続きは市区町村役場の国民年金の窓口(第 3 号被保険者期間がある場合は社会保険事務所、社会保険事務局の事務所または年金相談センター)で行います。65 歳の誕生日が過ぎてから裁定請求を行ってください。

Q 3. 国民年金は 65 歳より遅くもらうと年金額が高くなりますか。(繰下げ請求)

A 3. 国民年金の老齢基礎年金は 65 歳から受けるのが基本です。本人が希望すれば、66 歳から 70 歳までの希望するときから年金を受けることもできます。この場合、受ける年金額が 65 歳から受け始める年金額に比べ増額されます。増額率は、65 歳になった月から繰下げの申し出を行った月の前月までの月数に応じて 1 ヶ月増すごとに 0.7% ずつ高くなります。つまり、繰下げの請求を行う月によって増額率は異なります。

ただし、昭和 16 年 4 月 1 日以前に生まれた方は、66 歳で受け始めた場合は 12%、67 歳では 26%、68 歳では 43%、69 歳では 64%、70 歳では 88% の増額となります。

手続きは、あなたが、希望するときに、市区町村役場の国民年金の窓口(第 3 号被保険者期間がある場合は社会保険事務所、社会保険事務局の事務所または年金相談センター)で裁定請求と同時に行うことになります。

年金に関するお問合わせ先

ねんきんダイヤル
大和高田年金事務所(代表)

電話 0570-05-1165
電話 0745-22-3531